



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年3月29日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
労働雇用課	就職氷河期世代支援係	須川 服部	内線 3664 直通 058-272-8402 FAX 058-278-2676

「岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金」の募集を開始します

県では、就職氷河期世代の処遇改善を図るため、就職氷河期世代の有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用し、かつ、厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース又は障害者正社員化コース）（以下「キャリアアップ助成金」という。）を受給した中小企業事業主に対し、「岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金」を支給します。

このたび奨励金の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 奨励金の概要

◇支給額

対象労働者1人当たり10万円

◇対象事業主の要件

- （1）令和4年4月1日以降に対象労働者（次のいずれにも該当する労働者に限る。）の転換等（※）をし、かつ、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた中小企業事業主であること。
 - ア 転換等の時点の満年齢が36歳以上56歳以下の者であること
 - イ 転換等をされた日において、県内の事業所に勤務しており、かつ、県内に居住している者であること。
 - ウ キャリアアップ助成金の支給の対象となった者であること。ただし、正社員化コース（令和5年11月29日以降に転換等した場合に限る。）及び障害者正社員化コースにおいては、第1期支給対象期間の支給の対象となった者とする。
- （2）岐阜県税の滞納がない事業主であること。
- （3）申請日において、対象労働者の転換等の後の雇用区分での雇用が継続していること。

※ 転換等とは、キャリアアップ助成金（正社員化コース）においては、有期雇用労働者若しくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用することをいう。キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）においては、有期雇用労働者若しくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換することをいう。

2 募集期間

令和6年4月1日から随時受付（郵送に限る。）

※ 「奨励金支給申請書」の提出期限は、対象労働者に係るキャリアアップ助成金の支給決定を受けた日から40日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日（当日消印有効）です。

3 申請方法

「奨励金支給申請書」に必要書類を添付し、提出期限までに下記申請先へ郵送により申請してください。

申請書の様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

岐阜県庁トップ > 産業・農林水産・労働・観光 > 労働・雇用 > 就労支援 >

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/351324.html>

4 申請・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 労働雇用課 就職氷河期世代支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10階

TEL：058-272-8402 担当者：服部